

第 72 回全国植樹祭

基 本 構 想

(素 案)

平成 年 月 日

第 72 回全国植樹祭 滋賀県準備委員会

目 次

第1章 はじめに

- 1 基本構想策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 2 全国植樹祭とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 3 滋賀県における全国植樹祭の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

第2章 開催方針

- 1 開催理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 2 大会テーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 3 シンボルマーク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 4 大会ポスター原画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 5 開催候補地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 6 開催規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 7 開催時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 8 企業協賛等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

第3章 式典行事

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 2 式典演出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 3 式典運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

第4章 植樹行事

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 2 お手植え・お手播き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 3 記念植樹・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

第5章 会場整備等

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 2 会場整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 3 交通・宿泊等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

第6章 記念事業等

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 2 記念事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 3 関連事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 4 広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

第7章 運営方針等

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 2 実施組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- 3 開催準備スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

第1章 はじめに

1 基本構想策定の趣旨

全国植樹祭の開催に向け、本構想を策定する趣旨や方針等について記載する。

記載例

滋賀県では、すべての県民が森林づくりに主体的に参画し、長期的な展望に立ち、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、平成16年に「琵琶湖森林づくり条例」を施行しました。

また、その翌年の平成17年には、この条例の理念を実現するため、琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進を基本方向とする「琵琶湖森林づくり基本計画」を策定し、県民をはじめ多様な主体とともに、森林・林業に関する様々な取組を展開することとしました。

さらに、平成29年には成熟期を迎えた森林資源を循環利用するため、県、市町、関係者等、様々な主体が一体となって取組を講ずるための具体的な行動計画として「しがの林業成長産業化アクションプラン」を策定し、林業の成長産業化に向けた取組を進めているところです。

一方、平成27年に成立した「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」では、琵琶湖が「国民的資産」と位置づけられたところであり、平成28年3月にはこの法律に基づく「琵琶湖保全再生計画」を策定し、琵琶湖とその水源となる森林を守り活かしていく政策を本格的に進めていくこととしました。

こうした中で、平成33年(2021年)に第72回全国植樹祭が滋賀県で開催されることが内定しました。本県での開催は、昭和50年(1975年)以来、46年ぶり、2回目となります。

この基本構想は、第72回全国植樹祭を通じて、本県の魅力や琵琶湖と森林とのつながりを活かした取組を全国に発信する絶好の機会とし、滋賀ならではの特色ある有意義な大会となるよう、開催理念や開催内容などの基本的な事項を定めるものです。

2 全国植樹祭とは

全国植樹祭の基本的な目的や内容について記載する。

記載例

全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるために、公益社団法人国土緑化推進機構と都道府県の共催により開催する国土緑化運動の中心的行事です。

全国植樹祭は、昭和25年に「第1回植樹行事並びに国土緑化大会(第21回大会からは「全国植樹祭」が正式名称)」として山梨県甲府市で開催されて以来、各都道府県において毎年春季に開催されています。

これまでの大会では、天皇皇后両陛下の御臨席を賜るとともに、県内外から多くの参加者を迎え、式典行事や記念植樹が行われています。

3 滋賀県における全国植樹祭の開催状況

昭和50年5月25日に開催した第26回全国植樹祭の概要等について記載する。

記載例

滋賀県では、昭和50年5月25日、栗太郡栗東町金勝山（現在の栗東市）において、天皇皇后両陛下をお迎えし、「水と緑のふるさとづくり」を大会テーマに、第26回全国植樹祭を開催しました。

この大会では、天皇陛下がヒノキの苗木を、皇后陛下がモミジの苗木をお手植えになるとともに、前日には坂田郡山東町夫馬（現在の米原市）において、天皇陛下がヒノキの種子を、皇后陛下がモミジの種子をお手播きになりました。

また、約1万人の参加者により、ヒノキ、マツ、ケヤキ、サクラなど14種類約1万4千本の苗木が12ヘクタールの敷地に記念植樹されました。

金勝山の式典会場は、現在、県有の森林公園「滋賀日産リーフの森（県民の森）」として県民等に親しまれています。

第2章 開催方針

1 開催理念

前文として滋賀県の地域特性（自然、歴史、文化、産業等）を踏まえつつ、国民的資産に位置づけられたびわ湖の保全・再生や、びわ湖の水源林として重要な役割を果たしている本県の森林・林業施策の方向性等について記載し、これらを踏まえて開催理念を記載する。

記載例

(前文)・・
・・
・・
・・。

これらのことを踏まえ、以下の開催理念のもと、第72回全国植樹祭を開催します。

【開催理念】

・・
・・
・・

2 大会テーマ

全国植樹祭の開催気運を高めるための大会テーマについて、選定の方法を記載する。

記載例

第72回全国植樹祭の開催理念をあらわし、開催機運を高めるような「大会テーマ」を公募により選定します。

3 シンボルマーク

全国植樹祭の開催気運を高めるためのシンボルマークについて、選定の方法を記載する。

記載例

第72回全国植樹祭の開催機運を高めるような「シンボルマーク」を公募や既存キャラクターの活用等により作成します。

4 大会ポスター原画

全国植樹祭の開催気運を高めるための大会ポスター原画について、選定の方法を記載する。

記載例

第72回全国植樹祭の開催機運を高めるような「ポスター原画」を県内の小中高校生等から募集し選定します。

5 開催会場

式典会場となる開催候補地等について記載する。

記載例

(1) 式典会場（開催候補地）

〇〇〇〇（〇〇市(町)〇〇〇 〇〇〇番地）

(2) 植樹会場

県内外の参加者が記念植樹を行う植樹会場として、式典会場内や近隣地をはじめ、県内各地への設置を検討します。

※植樹会場は、「基本計画」を策定する中で検討します。

(3) サテライト会場、PR 会場等

より多くの県民の皆様と開催理念を共有し、全国植樹祭の開催効果を高めるため、サテライト会場や PR 会場等を県内に設置することを検討します。

※サテライト会場や PR 会場等の設置は、「基本計画」を策定する中で検討します。

(4) 荒天会場

暴風雨等のため、屋内での式典行事の実施が困難な際には、荒天会場（屋内施設）において式典行事を実施します。

※荒天会場は、「基本計画」を策定する中で検討します。

6 開催規模

県内外からの式典招待者や協力者・スタッフ等による参加規模を記載する。

記載例

第72回全国植樹祭は、県内外から参加する招待者、協力者・スタッフ等を含め、〇〇〇〇人程度の規模で開催します。ただし、荒天時は縮小します。

7 開催時期

開催時期を記載する。

記載例

第72回全国植樹祭は、平成33年（2021年）春季に開催します。

8 企業協賛等

企業との協賛のあり方等について記載する。

記載例

第72回全国植樹祭の趣旨に賛同いただける企業等から協賛を仰ぎ、大会内容の充実に努めるとともに、開催機運を高めます。

第3章 式典行事

1 基本的な考え方

式典を行う上での基本的な考え方を記載する。

記載例

- (1) 参加者が開催理念を共有するとともに、心に残る内容の植樹祭とします。
- (2) 式典は、簡素化を図りながらも、厳粛で品格があるものとします。
- (3) 県内外から、子どもや高齢者、障害者など、できるだけ多くの方々や大会に賛同いただいた企業、団体等が参加できるよう配慮します。

2 式典演出

式典の構成等を記載する。

記載例

式典の構成は、「プロローグ」「式典」「エピローグ」の3部構成とし、詳細については「基本計画」を策定する中で検討していきます。

- (1) プロローグ
 - ・プロローグは、参加者を歓迎する気持ちを表現する内容とします。
 - ・滋賀県の豊かな自然や文化、森林・林業・木材産業の紹介などを行います。
- (2) 式典
 - ・式典では、天皇皇后両陛下によるお手植え、お手播き、国土緑化功労者等の各種表彰、大会宣言、次期開催県へのリレーセレモニー等を行います。
 - ・開催理念や大会テーマをわかりやすく表現するものとします。
- (3) エピローグ
 - ・エピローグは、参加者を歓送し、今後につながるメッセージを発信する内容とします。

3 式典運営

式典の運営方法等を記載する。

記載例

- (1) 式典の運営は、参加者の安全性、快適性に十分配慮し、緑の少年団やボランティア等の方々の協力を得ながら行います。
- (2) 司会者、アシスタント、式典音楽隊の出演者等については、地元団体をはじめ県内の関係団体等の積極的な協力と参加を得て編成します。

第4章 植樹行事

1 基本的な考え方

植栽樹種を選択や多くの県民が参加できる方法等について記載する。

記載例

植樹行事は、次の事項を基本とします。植栽樹種等の具体的な内容は、「基本計画」を策定する中で決定します。

- (1) 将来目指すべき森林の姿をイメージした上で、本県の気候風土や立地条件に適した樹種を選定します。
- (2) 植樹用の苗木は、県内で採取した種子等により育成したものを使用することを基本とします。また、苗木のホームステイなどにより、苗木づくりの段階から子どもや企業、団体等のみなさんにも参加していただきます。
- (3) 県民のみなさんとの協働による森林づくり活動の拡大につなげていく契機とするため、子どもや高齢者、障害者、植樹指導を行うボランティアなど、できるだけ多くの方々に参加できるように配慮します。

2 お手植え、お手播き

お手植えとお手播き、植栽木等の管理・育成の方法等について記載する。

記載例

- (1) 天皇皇后両陛下にお手植えとお手播きを賜ります。その樹種については、本県の気候風土にあった在来の樹種で、県民のみなさんに親しみのあるものを選定します。
- (2) お手植えされた記念樹は、第72回全国植樹祭の開催を記念し、琵琶湖を育む豊かな森林づくりのシンボルとして、大切に管理・育成していきます。
- (3) お手播きされた種子から養成した苗木は、滋賀県が管理・育成し、県内の公共施設等に「記念樹」として配布します。

3 記念植樹

記念植樹の方法などについて記載する。

記載例

県内外からの参加者が1人1本以上の記念植樹を行います。目指すべき森林の姿や森林づくりの手法、樹種を選定などは、今後、「基本計画」を策定する中で検討します。

第5章 会場整備等

1 基本的な考え方

会場整備に当たっての基本的な考え方や、配慮すべき事項について記載する。

記載例

会場整備等については、次の事項を基本とし、「基本計画」を検討する中で具体的な内容等を検討します。

- (1) 会場整備にあたっては、できるだけ自然環境に負荷を与えないよう、また経費節減を図ることを基本に整備します。
- (2) 会場に設置する構造物等には、積極的に県産木材を使用します。

2 会場整備

式典会場等を整備する上での考え方や、荒天会場等のあり方等について記載する。

記載例

- (1) 会場レイアウトや構造物等については、周辺の景観との調和を図るとともに、安全性や機能性を考慮し、全ての参加者のみなさんが安心して快適に参加できるよう配慮します。
- (2) 荒天により、式典会場などでの行事実施が困難であると判断した場合は、屋内施設を使用し、荒天プログラムに変更して実施します。

3 交通・宿泊等

参加者の宿泊施設や会場までのアクセス、輸送体制、その他県内観光につなげる方策等について記載する。

記載例

(1) 招待者の交通・宿泊

- ・式典前日、宿泊参加者のみなさん（主に県外招待者）は、第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会（仮称）（以下「実行委員会」という）が指定する県内の施設に宿泊することを原則とします。
- ・会場への移動は、宿泊参加者のみなさんは宿泊施設から、その他の参加者のみなさんは最寄りの集合地から、実行委員会が手配するバスにより式典会場などに移動することとします。
- ・宿泊施設の収容人数、宿泊料金、道路交通事情、送迎体制、式典終了後の視察ルート等を総合的に勘案し、無理のない宿泊・輸送体制を整えます。
- ・参加者等の安全で円滑な輸送を図るため、運行ルート、輸送スケジュールおよび交通規制などについては、綿密な検討を行うとともに、添乗員の配置・案内等により快適な輸送体制を整えます。

(2) その他

- ・会場周辺およびアクセス道路沿線の安全を確保し、警備に万全を期します。
- ・会場へのアクセス道路沿線には、関係市町や県民のみなさんと協力しながら美化に努め、参加者を歓迎します。
- ・式典終了後、県外招待者のみなさんには滋賀県の森林、林業、木材産業や自然、文化、歴史に対する理解を深めていただけるような視察コースを設定し、観光の振興を図ります。

第6章 記念事業等

1 基本的な考え方

全国植樹祭の開催気運を盛り上げるために実施する記念事業等の基本的な考え方について記載する。

記載例

第72回全国植樹祭の開催理念を広めるとともに、森林づくりや木材利用の必要性について、県民のみなさんに広く啓発するため、記念事業を実施します。

なお、事業等の具体的な内容については、今後、「基本計画」を策定する中で検討していきます。

2 記念事業

プレイベントや植樹イベントの開催、記念誌および記念切手の発行など、全国植樹祭の開催気運を盛り上げる取組について記載する。

記載例

全国植樹祭の目的を達成するため、実行委員会等が実施します。

- (1) 開催前年のプレ植樹祭や、緑化イベント等
- (2) 記念誌および記録映像の作成、記念切手の発行等

3 関連事業

全国植樹祭の併催事業として開催される「全国林業後継者大会」や、その他関連事業について記載する。

記載例

全国植樹祭の併催行事として開催される「*全国林業後継者大会」や全国植樹祭の関連事業としてふさわしい行事を実施します。

※「全国林業後継者大会」：全国の林業後継者が一堂に会し、森林を育む担い手として果たす役割等について意見を交わすことを目的として実施されています。(昭和45年から全国植樹祭の併催行事として開催)

主催：全国林業研究グループ連絡協議会、開催県林業研究グループ連絡協議会、開催県等
後援：林野庁、一般社団法人全国林業改良普及協会等

4 広報活動

新聞、テレビ、インターネット等の媒体を活用した広報活動や、広報誌の発行などについて記載する。

記載例

全国植樹祭の開催理念や事業の展開について広く普及・浸透を図るために、実行委員会が実施します。

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等、媒体の活用
- (2) 大会テーマ、大会ポスター原画、大会シンボルマークの活用
- (3) 専用ホームページの開設等
- (4) 広報誌の発行

第7章 運営方針等

1 基本的な考え方

参加者を歓迎する上での考え方や、市町や関係団体等との連携のあり方等について記載する。

記載例

- (1) 全国から参加されるみなさんを、県民全体が「おもてなしの心」でお迎えし、開催意義や理念を伝える場とします。
- (2) 全国植樹祭の運営にあたっては、市町、関係団体、NPO法人およびボランティア団体等との協力・連携を図りながら進めます。

2 実施組織

第72回全国植樹祭の開催に向けて、実行委員会や実施本部の設置、運営組織等のあり方について記載する。

記載例

第72回全国植樹祭の開催に向けて、次の組織を設置します。

- (1) 第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会（仮称） ※平成30年度設置予定
 【構成】会長：滋賀県知事
 【目的】基本計画、実施計画の策定など総合的な企画を行う
- (2) 第72回全国植樹祭滋賀県実施本部（仮称） ※平成32年度設置予定
 【構成】本部長：滋賀県知事
 本部員：滋賀県職員、地元市町職員、関係機関職員、関係者等
 【目的】第72回全国植樹祭の円滑な運営を行う

3 開催準備スケジュール

基本計画や実施計画の策定、運営マニュアルの作成など、第72回全国植樹祭の開催までの準備スケジュールについて記載する。

記載例

第72回全国植樹祭開催までのスケジュール

区分	年度	平成29年度 (開催4年前)	平成30年度 (開催3年前)	平成31年度 (開催2年前)	平成32年度 (開催1年前)	平成33年度 (春季)
決定事項	基本構想	◆開催理念 ◆開催規模 ◆開催候補地	基本計画 ◆大会テーマ選定 ◆式典演出計画 ◆シンボルマーク選定 ◆宿泊輸送計画 ◆大会ポスター原画選定 ◆運営計画 等 ◆式典演出構成 ◆会場整備計画 ◆植樹計画 ◆広報計画 等		実施計画	第72回 全国植樹祭 開催
	国土緑化 推進機構	◎開催県内定	◎開催県決定 ◎開催会場決定	◎基本計画承認	◎開催日決定 ◎実施計画承認	
実施組織	準備委員会		実行委員会			
					実施本部	

<参考資料>

第 72 回全国植樹祭滋賀県準備委員会名簿

(敬称略)

区分	団体名・所属	役職	氏名
学識経験者 (2名)	滋賀県立大学環境科学部	教授	高橋 卓也
	びわこ成蹊スポーツ大学	教授	西野 麻知子
林業関係団体 (5名)	公益財団法人滋賀県緑化推進会	理事長	山田 督
	滋賀県林業協会	会 長	福井 正明
	滋賀県森林組合連合会	代表理事会長	石谷 八郎
	滋賀県木材協会	会 長	立岡 徹
	滋賀県山林種苗協同組合	代表理事	宮城 定右衛門
各種団体 (5名)	滋賀県農業協同組合中央会	会 長	中川 清之
	滋賀県漁業協同組合連合会	代表理事会長	望月 幸三
	滋賀県河川漁業協同組合連合会	代表理事会長	神田 泰男
	公益社団法人びわこビジターズビューロー	会 長	佐藤 良治
	滋賀県商工会議所連合会	会 長	大道 良夫
市町関係 (2名)	滋賀県市長会	会 長	富士谷 英正
	滋賀県町村会	会 長	伊藤 定勉
滋賀県 (7名)	総合政策部	部 長	宮川 正和
	琵琶湖環境部	部 長	高砂 利夫
	商工観光労働部	部 長	江島 宏治
	農政水産部	部 長	高橋 滝治郎
	土木交通部	部 長	池口 正晃
	教育委員会	教育長	青木 洋
	警察本部警備部	部 長	伊藤 豊晴
合 計	21名		